

# 瀬谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場の設置及び管理運営を行う 事業者の公募及び特定に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会規約第9条第1項第3号の規定に基づき実施が決定された瀬谷駅北口駅前広場における放置自転車解消のための事業（民間事業者による駐輪場の設置及び管理運営等）について、事業者の公募と特定を行うために必要な手続を定めるものとする。

## (協議会の役割)

第2条 瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、事業者の公募と特定を行うにあたり、次に掲げる事項を審議し決定するものとする。

- (1) 事業者の公募における基本的な条件等の決定
- (2) 事業候補者の特定
- (3) その他必要と認めるもの

## (協議会事務局の役割)

第3条 瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会事務局（以下「事務局」という。）は、協議会の指揮の下で次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事業者公募のための募集要項の策定及び提案書の受理等に関する事務
- (2) 事業者特定に関する事務
- (3) 事業実施に関する事業者との協議・調整等に関する事務
- (4) その他協議会が必要と認めたもの

## (公募における提案事項)

第4条 公募において事業者に提出を求める提案事項等は、次の各号に掲げるものとし、詳細及び様式等は募集要項に定めるものとする。

- (1) 駐輪器具の設置及び配置等に関する事項
- (2) 駐輪場の管理運営等に関する事項
- (3) その他当該業務に必要な事項

## (募集要項の公表)

第5条 事務局は、事業者公募の実施において、本要綱及び募集要項を横浜市瀬谷区のホームページに公表するものとする。

## (参加表明手続)

第6条 この事業に応募しようとする事業者は、募集要項において指定する日までに、参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を事務局に提出しなければならない。

(参加意向申出者の応募制限の確認等)

第7条 事務局は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、募集要項において定める応募の制限（以下「応募制限」という。）に該当しない者であるかどうかを確認するものとする。

2 意向申出者のうち、前項の確認ができなかった者は、この事業に応募することができない。

(参加資格確認結果の通知)

第8条 事務局は、募集要項において指定する日までに、意向申出者に対し前条の確認の結果を参加資格確認結果通知書（様式3）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、応募制限に該当する又は該当しないことが確認できなかった意向申出者に対しては、その旨及びその理由を記載するものとする。

(提案書の提出要請)

第9条 事務局は、第7条の規定により応募制限に該当しない者であることを確認した意向申出者に対し、提案関係書類提出要請書（様式4）により提案書（様式5）及び募集要項に定める必要書類の提出を要請するものとする。

(評価事項)

第10条 事業候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 駐輪器具の設置及び配置等に関する事項
- (2) 駐輪場の管理運営等に関する事項
- (3) その他当該業務に必要な事項

2 提案内容の評価にあたっては、必要に応じて提案者にヒアリングを行うものとする。

(事業候補者の特定)

第11条 協議会は、提案内容が最も優れていた者を事業候補者として特定するものとする。

なお、評価結果が同順位の場合は、該当の事業者へ追加の資料提出を要請し、再度評価を行つたうえで事業候補者を特定するものとする。

(事業候補者等への通知等)

第12条 事務局は、事業候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式6）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。

3 非特定者は、事務局に書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。この場合、書面は事務局が通知を発送した日の翌日を起算日として、瀬谷区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

4 前項により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日を起算日として、瀬谷区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(協定の締結)

第 13 条 特定者はこの事業の実施について、協議会と駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定を締結するものとする。この場合において、特定者が提案書に記載した駐輪器具等の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第 14 条 第 7 条の規定により応募制限に該当しない者であることの確認を受けた意向申出者が、次のいずれかに該当するときは、この事業に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 応募制限に該当することとなったとき。
- (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 事務局は、前項の規定に該当する意向申出者に対し、提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第 15 条 事務局は、意向申出者が多数あり、事業候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、協議会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(特定結果の公表)

第 16 条 事業者の特定結果については、横浜市瀬谷区のホームページに公表するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要領は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

(要綱様式 - ①)

令和 年 月 日

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参 加 意 向 申 出 書

次の件について、参加を申し込みます。

また、参加資格について資格を有すると認められた場合、募集要項に定められた期日までに提案書等の必要書類を提出します。

件名 :

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 2 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
- 3 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
- 4 銀行取引停止処分を受けていません。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）ではありません。
- 6 参加意向申出書及び提案書の提出期限から事業候補者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日）の規定による停止措置処分を受けていません。
- 7 国税及び市税等の滞納を行っていません。
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではありません。
- 9 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）ではありません。
- 10 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者ではありません。
- 11 瀬谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場設置について、設置、管理及び運営等一切の費用負担を行うとともに、当初予定されている事業期間（5年間）について事業を履行できます。

以上

(要綱様式 - ③)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

## 参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名 :

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

(理由) ××のため

(要綱様式 - ④)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

## 提案関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名 :

### 提出書類

- 1 質問書（提出期限 令和 年 月 日（　））
- 2 提案書（提出期限 令和 年 月 日（　））

その他関係書類

(要綱様式 - ⑤)

令和 年 月 日

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名 :

添付書類

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(要綱様式 - ⑥)

令和　年　月　日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名 :

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により合格にいたりませんでした。

理由：××のため